

平成22年5月31日（理事会決定）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人情報通信技術委員会定款第39条第6項の規程に基づき、一般社団法人情報通信技術委員会の評議会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（議長）

第2条 評議会に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、評議会を主宰する。

4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（開催）

第3条 評議会は、毎年1回開催する。

2 前項に定めるもののほか、評議会は、次のいずれかの場合に開催する。

(1) 議長が必要と認めるとき。

(2) 委員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3) 一般社団法人情報通信技術委員会標準の作成手続に関する異議申立取扱規程(平成22年5月31日理事会改定)第4条の規定に基づき理事長から請求があるとき。

(4) 理事会から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

（招集）

第4条 評議会は、議長が招集する。

2 議長は、前条第2項又は第3項に定める場合には、請求の日から1箇月以内に評議会を招集しなければならない。

3 評議会を招集する場合は、評議会に対し、評議会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前に通知しなければならない。ただし、議長が緊急に評議会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

（定足数）

第5条 評議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第6条 評議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第7条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、また他の出席委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、評議会に出席したものとみなす

（議事録）

第8条 評議会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 評議会の日時及び場所

(2) 委員の現在数

(3) 評議会に出席した委員の数又は氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。
- 2 社団法人情報通信技術委員会 評議会規程（平成13年5月18日評議会改正）は、前項の登記の日の前日をもって廃止する。

附 則 （平成23年3月30日内閣総理大臣認可、平成23年4月1日設立登記）

この規程は平成23年4月1日から施行する。